

## 魚津市パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項を定めることにより、市政における公正の確保と透明性の向上及び市民参加の促進を図り、もって開かれた市政運営と市民協働のまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な施策等（以下「施策等」という。）を策定又は改定するときに、施策等の趣旨・目的・内容など必要な事項を広く市民等に公表し、意見及び情報（以下「意見」という。）の提出を受け、提出された意見を考慮して施策等の意思決定を行った後、意見及び意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続（以下「手続」という。）をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者及び政策等に利害関係を有する個人及び法人その他の団体をいう。

### (対象)

第3条 手続の対象となる施策等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画や各行政分野における部門別の基本計画
  - (2) 市政の基本的かつ重要な制度・方針を定めることを内容とする条例
  - (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収又は分担金、使用料若しくは手数料等の徴収に関するものを除く。）
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、手続を行わないことができる。
- (1) 緊急又は軽微なものであると認められる場合
  - (2) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
  - (3) 意見聴取の手続が法令により定められている場合
  - (4) 魚津市審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成9年告示第64号）  
第2条に規定する審議会等が手続その他これに類する手続を経て作成した報告等に基づき、実施機関が施策等を意思決定する場合（公表の時期及び内容）

第4条 実施機関は、施策等の意思決定前に施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料等(以下「資料等」という。)を併せて公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、公表する計画等の案及び資料等を市のホームページに掲載するとともに、実施機関が指定する場所に備え付けることにより行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により公表を行うときは、市の広報や市のホームページにより、事前に施策等の案の名称、意見の提出方法及び期間等を周知するものとする。

(意見の募集期間等)

第6条 施策等の案に対する市民等からの意見を募集するための期間は、原則として1か月とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この期間を短縮することができる。

2 実施機関は、市民等から意見の提出を受ける際には、意見を提出しようとするものの住所、氏名(そのものが法人その他の団体である場合にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び連絡先の記載を求めるものとする。

3 意見の提出の方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の適当と認められる方法とするものとする。

(意思決定)

第7条 実施機関は、提出された意見を考慮して、施策等の策定又は改定について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、施策等の策定又は改定について意思決定を行ったときは、意思決定に係る施策等を公表するとともに、提出された意見の概要及び意見に対する実施機関の考え方を公表するものとする。

3 前項の場合において、実施機関は、提出された意見のうち、公表することにより市民等の権利や利益を侵害するおそれがある意見については、その全部又は一部を公表しないものとする。

4 第2項の規定による公表の方法については、第5条第1項の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第8条 実施機関は、手続の実施状況を作成し、市のホームページに掲載するものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 魚津市総合計画策定のためのパブリックコメント制度実施に関する要綱（平成17年告示第14号）は、廃止する。